



益 田 市

お知らせ



国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

令和4年 8月25日



かわまち



ますだし たかつがわ

「益田市高津川かわまちづくり計画」登録伝達式を行います。

～高津川で新たに「かわまちづくり」が始まります。～

令和4年6月に益田市長より国土交通省水管理・国土保全局長へ申請された「^{ますだ}益田^{した}市高津川かわまちづくり計画」が、令和4年8月9日付けで「かわまちづくり支援制度」に登録されました。

つきましては、登録伝達式を下記のとおり行いますのでお知らせします。

なお、「^{ますだ}益田市高津川かわまちづくり計画」の概要については「別紙ー1」、「かわまちづくり支援制度の概要」については「参考1」、「かわまちづくり(中国地方)の登録状況」は「参考2」をご覧ください。

日 時 令和4年8月30日(火) 15時00分～15時30分

場 所 益田市役所 3F 大会議室

内 容 別紙、^{ますだ}「益田市高津川かわまちづくり登録伝達式」式次第(案)のとおり

※ご来場におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてマスクの着用・体温の計測などご協力をよろしくお願い致します。

問い合わせ先：国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長(河川) ^{はら} 原 啓一郎 ^{けいいちろう}

(担 当) 建設専門官 ^{とがの} 梶野 秀明 ^{ひであき}

TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

益田市 建設部 都市整備課

(担 当) 課長 ^{やまもと} 山本 ^{かつとし} 勝利 TEL 0856-31-0351

益田市 産業経済部 観光交流課

(担 当) 課長補佐 ^{いたい} 板井 ^{よしのり} 泰紀 TEL 0856-31-0106

別 紙

「益田市高津川かわまちづくり計画」登録伝達式

日 時 令和4年8月30日（火） 15時00分～15時30分

場 所 益田市役所 3F 大会議室

式 次 第（案）

- 1 開会
- 2 国土交通省中国地方整備局 河川部長 挨拶
- 3 かわまちづくり計画登録証伝達
- 4 益田市長 挨拶
- 5 記念撮影
- 6 閉会

ますだしたかつがわ
「益田市高津川かわまちづくり」(島根県益田市)
 ますだし

別紙-1

対象河川：一級河川 高津川水系高津川、匹見川【国管理河川】

位置図



市町村名：島根県益田市

推進主体：益田市、益田市高津川かわまちづくり利活用推進協議会(仮称)

1. 概要

益田市では、「益田市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を活用した健康でこころ豊かなライフスタイルへの転換が推進されています。また、地域住民が主体となり、地域の伝統行事である流鏝馬神事やいかだ流し、カヌー・カヤックなど、高津川の豊かな自然環境を活かした各種イベントが年間を通じて開催されるなど、地域の賑わいづくりに取り組んでいます。

このような取組を充実させるため、本計画では、「自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取り組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

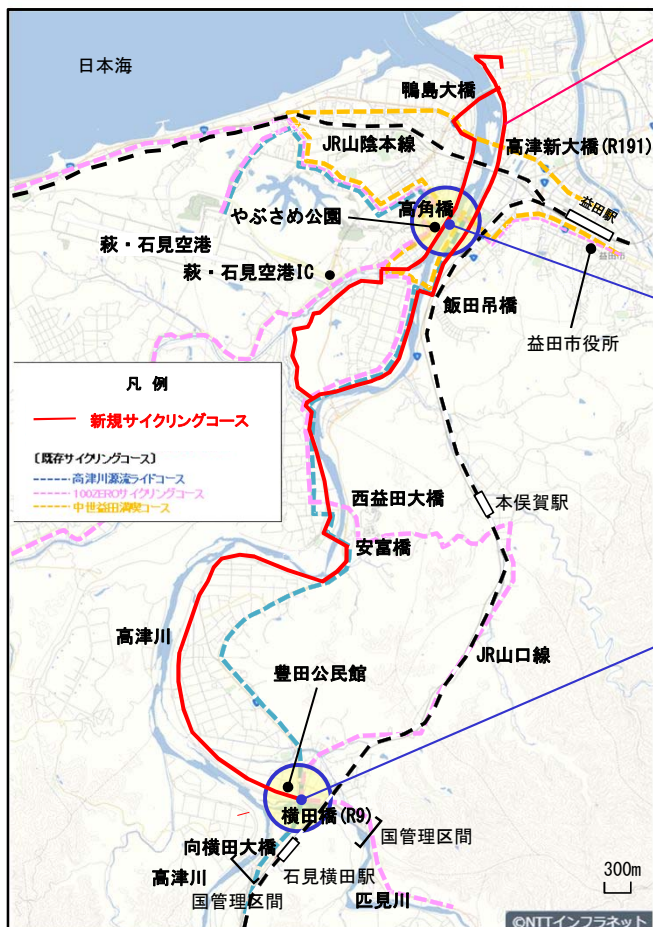
国土交通省：河川管理用通路、親水護岸、階段護岸 等

益田市：案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

益田市：サイクリングマップ作成 等



河川管理用通路(サイクリングコース)整備【中島地区】



拠点整備(やぶさめ公園付近)【高津地区】



拠点整備(豊田公民館付近)【横田地区】



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

かわまちづくり支援制度の概要

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。

令和4年8月時点(全国) : 252地区
 令和4年8月時点(中国地方): 17地区(参考2)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



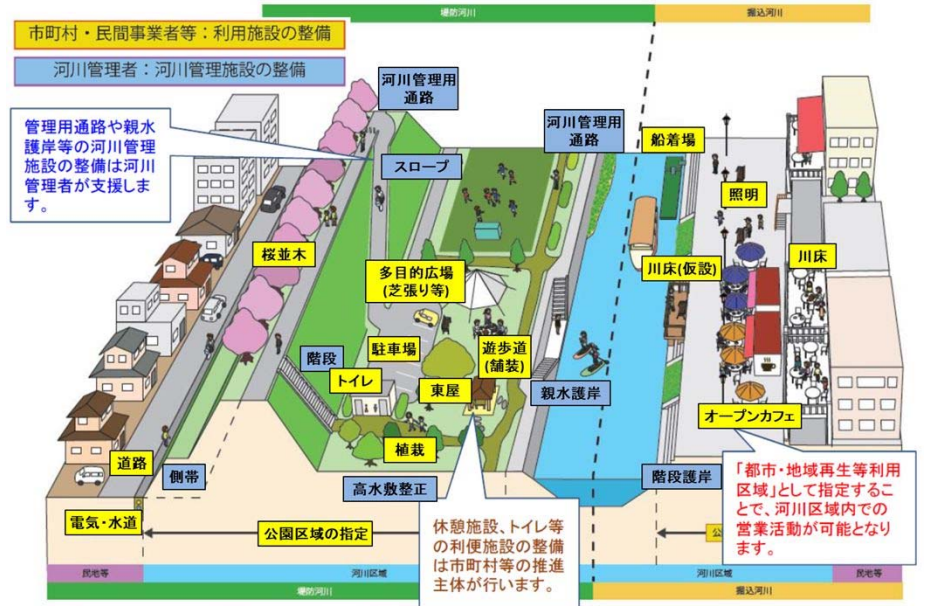
民間事業者の参加
(信濃川/新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

かわまちづくり(中国地方)の登録状況

令和4年8月時点

「かわまちづくり」は、今回、新たに2箇所登録され、17箇所になりました。

